

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書及び仕様書に添付された文書等（以下「仕様書等」という。）に定める内容並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づき、乙の雇用する派遣労働者を甲に派遣し、甲の指揮命令に従って、甲のために業務に従事させることを目的とする。

(契約期間及び履行場所等)

第2条 この契約の契約期間及び履行場所等は次のとおりとする。

- (1) 契約期間 契約締結日から仕様書に定める派遣期間終了まで。
- (2) 履行場所 仕様書に定める派遣先及び就業場所に同じ。
- (3) 就業日 仕様書のとおり。
- (4) 就業時間 仕様書のとおり。
- (5) 休憩時間 仕様書のとおり。
- (6) 時間外 仕様書のとおり。
- (7) 業務内容 仕様書のとおり。

2 甲は、就業時間を超える時間に派遣が及び場合には、仕様書の定めに従い、就業時間を延長することができる。

(作業時間数及び代金の確定)

第3条 作業時間数は第13条に定める検査に合格した、派遣労働者の実際の労働時間をもって確定とする。

2 作業時間数は、前条に定める契約期間内における概略の需要見積高を示したものであるから、事実上増減を生ずることがあっても、乙は、異議の主張はできないものとする。

3 第1項に規定する、確定した作業時間数に単価を乗じて算出した金額をもって乙に支払われる代金の金額とする。

なお、この消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて算出した額である。

(権利・義務の譲渡)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。ただし、乙が書面により申し出た場合において、甲が承認したときはこの限りでない。

(仕様書等の疑義)

第5条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

第2章 契約の履行

(適正な派遣就業措置)

第6条 甲は、労働基準法(昭和22年法律第49号)等関係法令並びにこの契約書及び仕様書等に定める就業条件を守って派遣労働者を労働させなければならない。

2 乙は、甲の就業場所において、乙の派遣労働者が甲の指揮命令に忠実に従い、甲の職

場の規則、秩序及び施設管理上の諸規則、作業心得等を遵守し、就業上の諸規則に違反しないようにするものとし、このため、これに関する教育指導等の適切な措置を講じなければならない。

3 乙は、この契約の履行に際して、第三者から乙に派遣された派遣労働者を甲に派遣してはならない。

(責任者の選定)

第7条 甲及び乙は、それぞれ派遣先責任者、派遣元責任者を選任するものとする。

2 派遣先責任者及び派遣元責任者については次のとおりとする。

(1) 派遣先責任者 部 課 担当 (役職) (氏名)

(2) 派遣元責任者 部 課 (役職) (氏名)

(苦情の処理)

第8条 甲及び乙は、それぞれ派遣労働者からの苦情の申出を受ける者を選任するものとする。派遣先で苦情の申出を受ける者及び派遣元で苦情の申出を受ける者は次のとおりとする。

(1) 派遣先で苦情の申出を受ける者

部 課 担当 (役職) (氏名)

(2) 派遣元で苦情の申出を受ける者

部 課 (役職) (氏名)

2 甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申出を受けたときには、前条で定めた各々の責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について派遣労働者に通知することとする。

ただし、自らでその解決が容易であり、即時に解決した苦情は除く。

(安全衛生等)

第9条 乙は派遣労働者に対し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に定める雇入れ時の安全衛生教育を行ったうえ、甲に派遣しなければならない。

2 甲は、別紙仕様書に定めるとおり、派遣労働者の安全及び衛生の確保に努める。

3 甲は、派遣労働者に対し、仕様書に定めるとおり、便宜供与及び福利厚生に関する措置を講じる。

(作業内容の指示)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、指揮命令者を定め、派遣労働者に対し必要な指示をすることができる。

2 指揮命令者の氏名並びに役割は仕様書のとおりとする。

3 甲の都合により、前項の内容が変更された場合、甲は乙に対し適宜の方法によりその旨を通知するものとする。

(派遣労働者の交代)

第11条 甲は、乙の派遣労働者が業務の遂行にあたり仕様書に定める事由に該当する場合、乙に対し理由を明示して派遣労働者の交代を要請することができる。

2 乙は、乙の都合によりやむを得ず派遣労働者の変更をする場合、事前に甲に対し変更の理由を明示し、甲の承認を得た上で派遣労働者の交代を行うものとする。

(履行の届出)

第12条 乙は甲に対し、毎月分を遅滞なく書面をもって履行の届出をするものとする。

(検査)

第13条 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前条の規定により届出を受理した日から起算して10日以内に、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。

2 甲は、前項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。

3 乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

4 検査を受けるために必要な費用は、代金に含まれるものとする。

5 甲は、前各項に定める確認作業を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(代金の請求及び支払)

第14条 乙は、契約の履行後、甲の行う検査に合格したときは、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日後を支払期限(以下「約定期限」という。)とし、支払日は約定期限の直前の定時支払日(毎月5日、15日、25日及び末日。ただし、定時支払日が甲の休業日に当たる場合は、その休業日の前日)とする。ただし、振替払出証書で支払う場合にあっては、支払日に同証書を発行するものとする。

なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 乙は、甲の指示するところにより履行期限が複数になっている場合には、当該履行完了部分に相応する代金相当額の金額について、部分払を請求することができる。

なお、部分払の回数については、 回以内とする。

(支払遅延利息)

第15条 甲は、約定期限までに代金を乙に支払わない場合は、約定期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年3.4%の率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期限までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延利息を支払う日数から減ずるものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

第3章 契約の効力等

(履行不能等の通知)

第16条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

第4章 契約の変更等

(契約の変更)

第17条 甲は、契約期間において必要がある場合は、派遣期間、就業場所、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約の定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(事情の変更)

第18条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

(甲の解除権)

第19条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由無く契約の履行を怠り、甲からの催告に対して契約を履行しないとき。

(2) 乙が第13条第1項の規定による検査の結果に合格しなかったとき。

(3) 乙が、解約を申し出たとき。

(4) この契約の履行に関し、乙又は派遣労働者に不正行為があったとき。

(5) 乙が、破産の宣告を受け、又は乙に破産の申立て、民事再生手続き開始の申立て、会社更生手続き開始の申立てなどの事実が発生したとき、又は居所不明となったとき。

(6) 乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。

(7) 乙が、反社会的勢力と判明した場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。

ア 会社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 会社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(8) 乙が甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。

2 甲は、甲の都合により必要がある場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、前項の規定により契約の解除を行おうとする場合には、乙に対し、少なくとも30日前までに書面にて契約解除の予告をしなければならない。

なお、当該予告を行わない場合は、甲は乙に対して30日分の支払額に相当する額の損害賠償を行わなければならない。

(違約金)

第20条 乙は、前条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する金額の100分の20に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときはこの限りでは

ない。

2 前項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(入札談合等の不正行為に対する違約金)

第21条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、違約金として契約金額(契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払う金額とする。)の100分の20に相当する金額を、甲の指定する期間内に甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

(1) 乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法第65条又は第67条第1項の規定による審決(同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(同法第77条の規定によりこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

2 前項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が同項に規定する違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

3 本条の規定は、本契約終了後においても有効に存続する。

(乙の解除権)

第22条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うものとする。

(派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置)

第23条 甲及び乙は、乙の派遣労働者の責に帰すべき事由によらずにこの契約の解除を行う場合には、甲又は乙の関連会社等での就業をあっせんする等により、この契約に係る労働者派遣の新たな就業機会の確保を図ることとする。

2 甲は、第19条第2項の規定により契約の解除を行おうとする場合には、前項の規定に従いこの契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、乙に対し、少なくとも30日前までに書面にて契約解除の予告をしなければならない。

なお、当該予告を行わない場合は、甲は乙に対して30日分の支払額に相当する額の損害賠償を行うものとする。

3 甲は、第19条第2項の規定により契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、当該契約の解除の理由について甲に対し明らかにすることとする。

(権利の帰属)

第24条 乙の派遣労働者が派遣就業に関連して作成した一切の成果物及びこれらに関する

る発明、発案、意匠、資料、情報、技術等（以下「関連発明等」という。）の所有権並びにこれらに関し工業所有権を受ける権利（出願する権利を含む。）及びこれらに関する著作権その他一切の権利は、甲に帰属するものとする。

- 2 乙は、関連発明等を本契約の有効期間中のみならず、その終了後も自己もしくは第三者のために使用し、又は第三者に開示してはならない。
 - 3 乙は、前項の義務を乙の派遣労働者にも遵守させなければならない。
 - 4 乙は、関連発明等の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。
 - 5 乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。
 - 6 乙は、仕様書に知的財産に関する特別の定めがあるときは、これに従うものとする。（支払代金の相殺）
- 第25条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第5章 個人情報保護及び秘密の保全

（個人情報の保護及び秘密の保持）

- 第26条 甲及び乙は、この契約の履行に際して知り得た個人情報及び相手方の秘密を第三者に漏らし、相手方の承認を得ずに複製し、又は目的外に利用してはならない。
- 2 乙は、この契約の履行において個人情報を取り扱う場合には、適切な保護のために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 乙は、乙又は乙の派遣労働者が前2項に違反して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
 - 4 本条の規定は本契約終了後も有効に存続する。

第6章 雑則

（調査）

- 第27条 甲は、この契約の契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。
- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（紛争の解決）

- 第28条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円滑に解決するものとする。

（裁判管轄）

- 第29条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

この契約を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 契約責任者

乙 派遣元事業主 住所

氏名